

日常生活支援住居施設に関する見解（要望）

2019年11月19日

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

日常生活支援住居支援施設に関する検討委員会

## ■はじめに一全体として考えたいこと

無料低額宿泊所（以下、「無低」）は、長年にわたり行き場のない人、ホームレス者、貧困状態にある人など困難を抱えた人の受け皿として活用されてきた。この「社会資源」は、行政、特に保護行政にとって有効な受け皿として利用されてきた。2000年代、各地にホームレスが増加する中、保護課からのリファーも増え、その都度引き受けの役割を担ってきたのが「無低」であった。事業を担ったNPOはじめ支援団体は、国からの援助や支援も無いまま、経験を積み重ね、それを仕組みに変え、独自の支援体制を構築してきた。

しかし、このような中で「貧困ビジネス」との批判を受けるような事業者が現れたのも事実である。人の「苦難」につけ込み「食べ物」にするようなことは絶対に許されない。

「無低」の現実、確かに玉石混交の状態であると言える。だが、「無低＝貧困ビジネス」という現実を無視した単純な認識は偏見であると、私達は言わざるを得ない。真摯に、人のいのちと向き合ってきた歩みがそこにはあるからだ。さらに、そのような玉石混交の現実を創りだした背景には、国の無作為があったことも指摘しておきたい。

「良質」と言われるものから「悪質」と言われるものまで存在し、施設の規模や設備、手続きや帳票類、支援論や実際の支援メニューに至るまで多岐にわたる「無低の現実」に一定の規制をかけ、さらに「あるべき新しい社会資源として日常生活支援住居施設（以下、「日住」）」を創造することは大変困難な作業である。しかし、私達は、これは必要な「生みの苦しみ」と理解し、今回議論がはなはだ不十分であると認識しつつも、今検討会議の結論が「困窮」状態にある人々、独り暮らしが困難な住宅確保要配慮者が地域の中で「共に生きる」ことに資することになると信じている。

ただ、これは始まりに過ぎない。来年以降始まる「規制と新しい社会資源（日住）」については、今後も現場の現実を検証し、継続的な議論（見直し）が必要だと考える。今回の結論が今後より良いものへの止揚されていくことを心から願っている。

## 1. 規制と委託のバランスおよび同時性

- ・生活保護の面積減額と委託費のバランスが適正であること。
- ・生活保護住宅扶助減額と日住委託が各地において同時にスタートできるように配慮すること。

## 2. 支援メニューと重層的体制の構築

- ・対象者の状態に合わせた支援体制を構築するために「日住」を多層的に捉え、支援体制の実際に即して、委託費用等を加算していくこと。

・つまり、「日住」の支援内容をいくつかの「ランク」に分け、人員配置等を差別化し、委託費用を重層化すること。

・以下が「日住」の主たる支援メニュー

(社会福祉住居施設の基本サービスは前提)

⇒相談支援

⇒アセスメント、個別支援計画（プラン）作成、モニタリング、支援記録

⇒家事援助

⇒健康管理支援

⇒社会的諸手続き支援

(※具体的に、介護保険や障害福祉サービス等を活用できる様にする申請支援)

⇒福祉等社会サービス調整支援

(※具体的には、介護保険・障害福祉サービスなど制度活用ができるようになったあとのサービスの調整。デイサービスやB型作業所等への利用、包括支援センターや居宅介護支援事業所等とのケース会議等)

⇒交流支援、互助・役割づくり

⇒地域社会参加支援

(※具体的には、地域行事、社会貢献活動、ボランティア活動等)

⇒見守り支援

⇒スタッフのスキルアップ研修

⇒支援困難者の引き受け・・・緊急入所者、刑余者、知的障害者、精神障害者、軽度以上の身体障害者、要介護者、認知症の人など（未診断の状態であっても医療機関等と連携して健康管理支援を行う場合を含む）を一定の割合で引き受け

⇒24時間365日常駐体制（宿直）

⇒金銭管理

⇒服薬管理

### 3. 委託費に関する考え方

・「日住」が期待される支援が実施できる委託費であることが絶対条件であること。

・これについては、実施における必要経費等に関する試算を行い積算根拠を示すこと。

・常勤換算方法で、入居者の数を15で除した数以上の人員配置を基準とする案に即し、常勤1名あたりの委託費は介護人材及び障害福祉人材の処遇改善を参照しつつ、他産業と遜色ない賃金水準を実現すること。

- ・委託費は専従職員の給料手当の他、通勤交通費、法定福利費、研修費、日常生活支援業務にかかる旅費交通費、通信費、リース料、事務費のコストを含めて算出すること。

- ・5～14名の小規模の日常生活支援住居施設が運営できるよう、常勤換算で15：1よりも手厚い人員を配置する事業所に対しては、段階的に委託費を加算すること。

- ・夜間体制および職員常駐体制を確保する事業所に対しても、常勤換算方法で委託費を加算すること。

#### 4. 委託費に関して地域差と稼働状況を考慮する

- ・生活保護基準や最賃基準などの地域差と全国の無料低額宿泊所の平均稼働率を踏まえ、これらに合わせた委託費用の計算を行う。

- ・なお、緊急対応等考えると一定の空室も必要であること。

#### 5. 人員配置基準

- ・資料2の人員配置の基準（案）が適当であるが、委託費が上記の考え方に合致しない場合は人員配置の基準も見直すこととする。

- ・基準に対して端数が出た場合のスタッフ配置に関しては、端数を15で除した分のパートスタッフの配置とそれに応じた委託費用を準備すること。例えば、15人に一人の専従職員を配置する基準の「日住」の場合、18人定員の場合は、配置する専従スタッフを二名とするのではなく、一名の専従と15分の3人分のパートスタッフ配置が必要と考え、その分を委託費に計上すること。

#### 6. 職員資格

- ・社会福祉住居施設（無低）の基準に準ずること。

#### 7. 施設基準

- ・社会福祉住居施設（無低）の基準に準ずること。

#### 8. 経過措置期間における社会福祉住居施設の「日住」申請

- ・厚生労働省令（「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」）附則第三条と同様に当分の間、使用を認められるものについては「日住」の申請を可能とすること。

#### 9. 日常生活支援という概念を明文化する

- ・例えば・・・

- ⇒家族機能の社会化を基礎とする

- ⇒心身の機能障害や生きづらさを抱える人の地域生活を支えるケア

- ⇒専門的支援については、地域資源（医療、介護、障害等）を積極的に活用すること

※ただし移行支援は、「日住」の働きとせず、従来の「移行支援事業」において実施すること

#### 10. 退所後の見守り継続の仕組みの創設

- ・障害者GH退所者や困窮一時生活支援事業利用者同様の地域見守り支援が「日住」で実施できるようにすること。
- ・保護施設同様の通所型事業が今後実施できるようにすること。

#### 11. 「移行支援事業」の移行先をアパート以外の福祉施設等にも広げること

- ・「日住」の利用者は、福祉施設等へつなぐことが多く、緊急連絡先等になることが予測されるので、移行先を「アパート」に限定しないこと。

#### 12. 人材育成に関する国研修の実施

- ・「日住」の質の担保は、施設基準、健全な運営、そして人材確保である。なかでも支援を担う人材の育成は急務である。
- ・国は人材育成の仕組みを構築し進めること。

#### 13. 「日住」の開設、増設、補修改修等のための補助金の創設

- ・今回の委託費用にはイニシャルコストは含まれていない。
- ・今後、「日住」を社会資源として活用していくために、開設等に関する支援を国が行うこと。

#### 14. 社会福祉施策全体における「日住」の位置づけの明確化

- ・他の施策との連携やバランスを含めて、今後「日住」が担うべき役割や福祉施策、住宅施策における位置づけを明確化すること。
- ・救護施設等との相互的利用の推進なども検討すること。

#### 14. 住所地特例の実施

- ・全国的に利用できるようにすること

#### 15. 福祉事務所の責任と協働の在り方

- ・「日住」申請の取り扱いや認定や委託判断の基準を明確化すること
- ・入居者のためのケース会議の持ち方等を明確化すること。

#### 16. 3年後の検証と見直しの実施

- ・今後各自治体で始まる「日住」の実態を把握した上で、3年後に見直しのための検討会議を実施すること。

#### 17. 「日住」施策を新しい福祉の受け皿とするための研究事業の実施

- ・「日住」運営ガイドラインの作成すること。
- ・「日住」従事者育成のためのテキストの作成並びにテキストに基づく人材育成研修会を開催すること。
- ・「日住」の有効的な活用方法の調査研究を実施すること。具体的には、DV被害者を避難させるための「日住から他の日住へ」の利用者移管の在り方、18歳～20歳の児童

養護施設・里親家族、自立援助ホームを退所し、諸々の理由により居所の契約行為ができない人の支援の在り方等を検討すること。

- ・救護施設と「日住」の連携の在り方の調査研究を行うこと。
- ・救護施設と「日住」の利用者の簡易的アセスメント開発の調査研究を行うこと。
- ・福祉事務所と「日住」の連携協働をすすめるための利用のあり方に関する調査研究を行うこと。
- ・「日住」の帳票類等を含めた個別支援計画、支援記録等に関する支援記録に関する調査研究を行うこと。
- ・「日住」を普及啓発していくための調査研究を行うこと。

## ■おわりに

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワークは、これまでホームレス状態の方々の自立支援をはじめ、多くの困窮孤立状態にある人々への支援を実施してきた。今後も私達は、これまでに培われた経験と理念に基づき最も困難な状態に置かれた人々への働きかけを弛まず進めていきたい。

そこで、今後始まる「日常」が相互に研鑽し、より良い社会資源となるために各「日住」（運営組織）が加盟できる全国組織（全国日常生活支援住居施設協会：仮名）の立ち上げを構想している。私達は、これまで、これらの課題に取り組んできた者として、今後もその責任を果たしたいと思う。

以上